

**「竹島に上陸した韓国国会議員に対する公開質問状」に対し、
予想される韓国側の回答の例、
歴史的事実・国際法に基づく回答の例**

平成31年2月22日

日本の領土を守るため行動する議員連盟

質問1：「竹島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました」とする歴史的根拠・史料の提示

予想される韓国側の回答の例

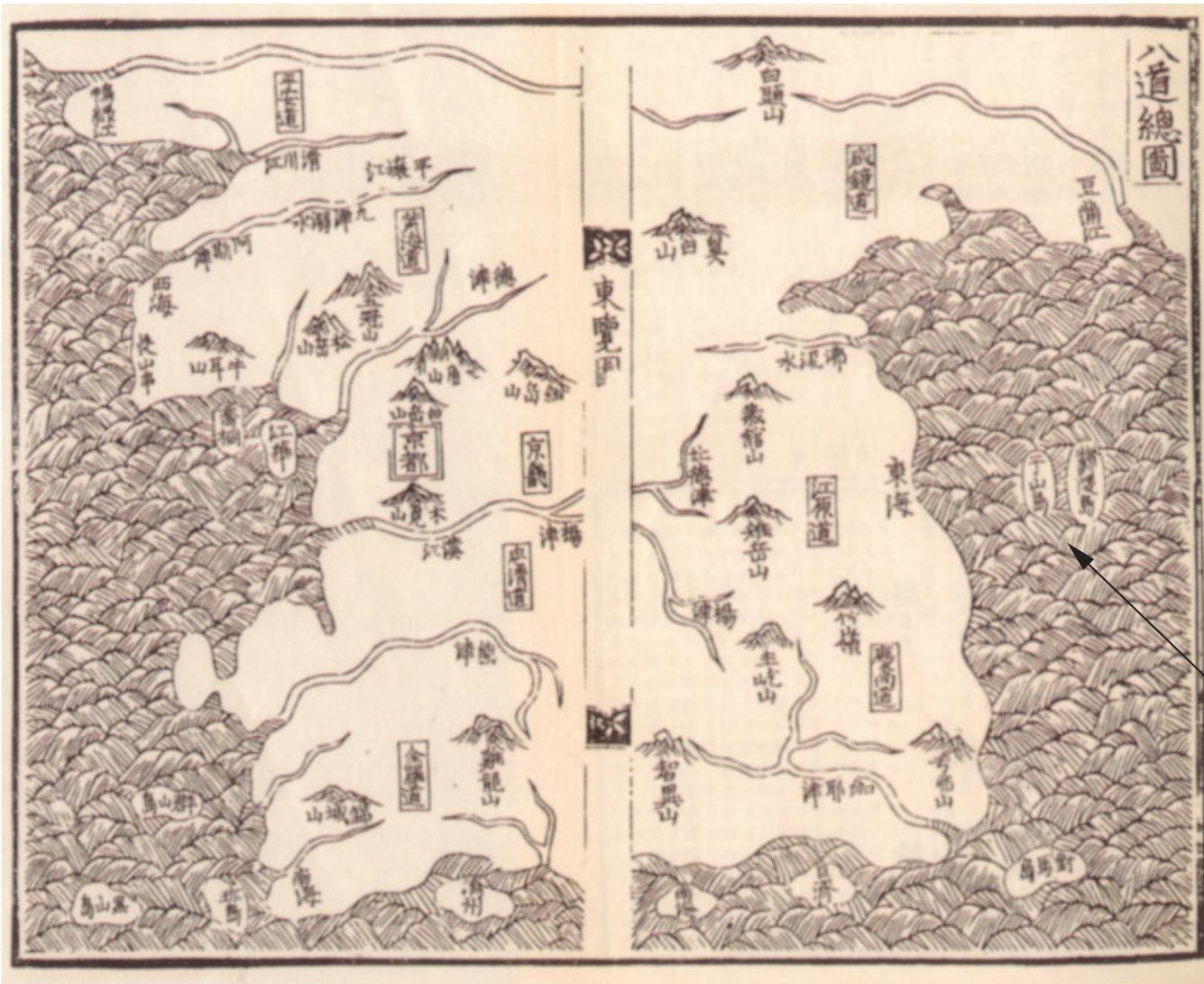
- ・ 独島は歴史的に鬱陵島の一部として認識。
- ・ 韓国の古文獻で確認できる。

例：『世宗実録』「地理志」(1454年)
「于山(独島)・武陵(鬱陵島)…二つの島は互いにそれほど離れておらず、天気の良い日には眺めることができる」

歴史的事実、国際法に即した回答の例

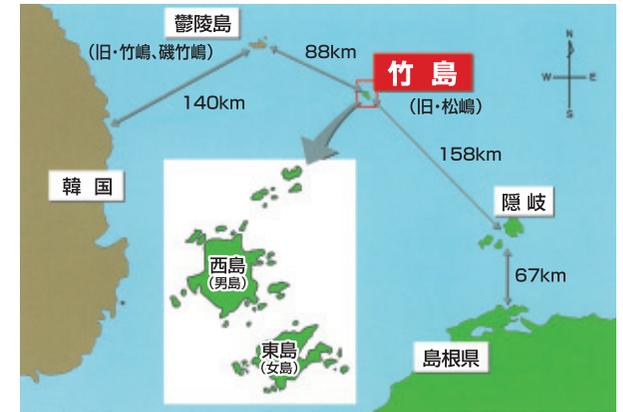
- ・ 自国の領土からの島の距離、島が見えるか否かなどは領土の確定において、国際法上、考慮されない。
- ・ 領有の根拠とはならない。
(・「于山島≠独島」については、質問2への回答例を参照。)

1530年 李氏朝鮮 「新增東国輿地勝覧 八道総図」(朝鮮王朝作成)



- ・韓国は、鬱陵島西側の「于山島」を現在の竹島（韓国名・独島）と主張。
- ・鬱陵島は73km²（世田谷区(58km²)より大きい)、竹島は0.20km²。（日比谷公園とほぼ同じ面積）
- ・竹島は2つの島（東島・西島）で構成され、鬱陵島の南東88km先にある。
- ・于山島と竹島は、位置・面積・形状 すべて異なり、同一島でないことは明白。

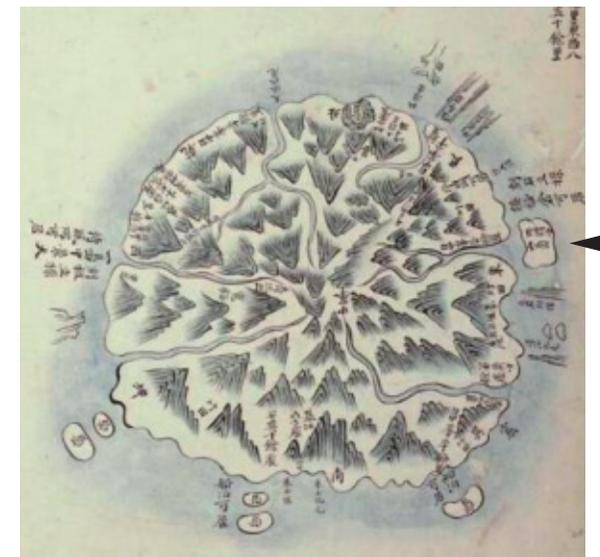
鬱陵島と竹島の位置図



18世紀中期 「鬱陵島図」

ソウル大学校 奎章閣所蔵

- ・鬱陵島に近接して「所謂于山島」とあり
- ・この地図の于山島は鬱陵島の北東2kmに位置する竹島（=チクトウ）を指す。



質問2：「韓国が竹島を韓国領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されています」を証明する文献

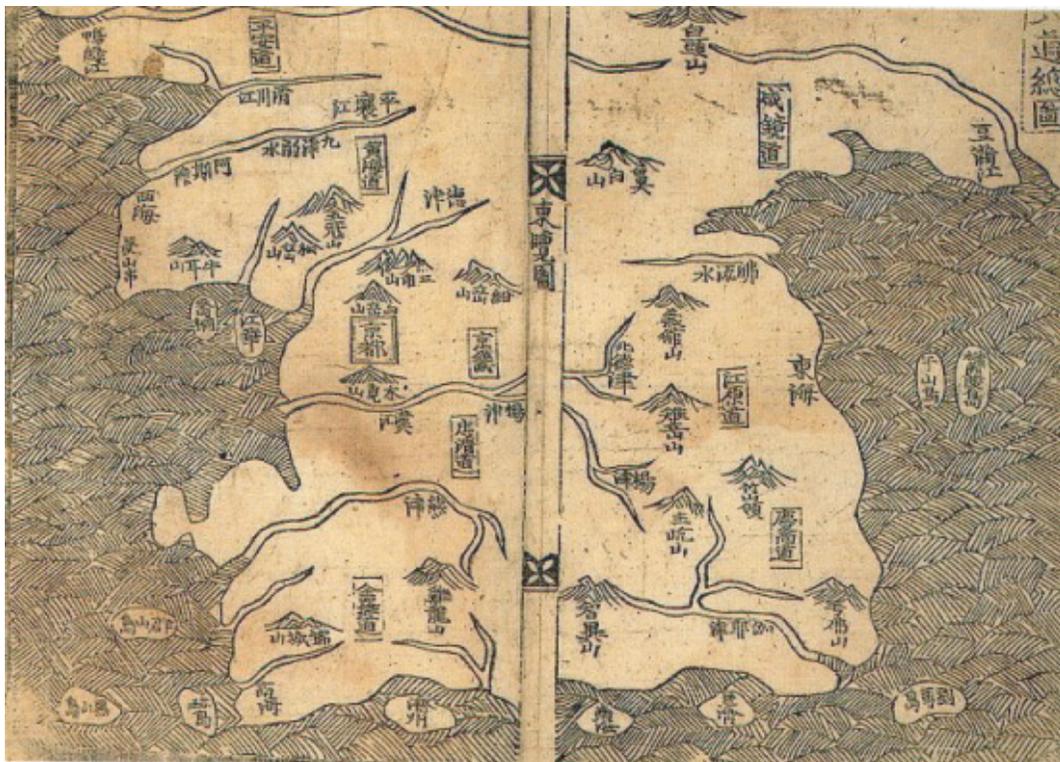
予想される韓国側の回答の例

- ・ 以下の様な官撰文献
 - 『新增東国輿地勝覧』(1531年)
 - 『東国文献備考』(1770年)
 - 『萬機要覧』(1808年)
 - 『増補文献備考』(1908年)など
- ・ 特に、『東国文献備考』「輿地考」等：
「鬱陵(鬱陵島)と于山(独島)は全て于山国の領土であり、于山(独島)は日本でいう松島」
→ 于山島が独島で韓国の領土であったことをより明確化。

歴史的事実、国際法に即した回答の例

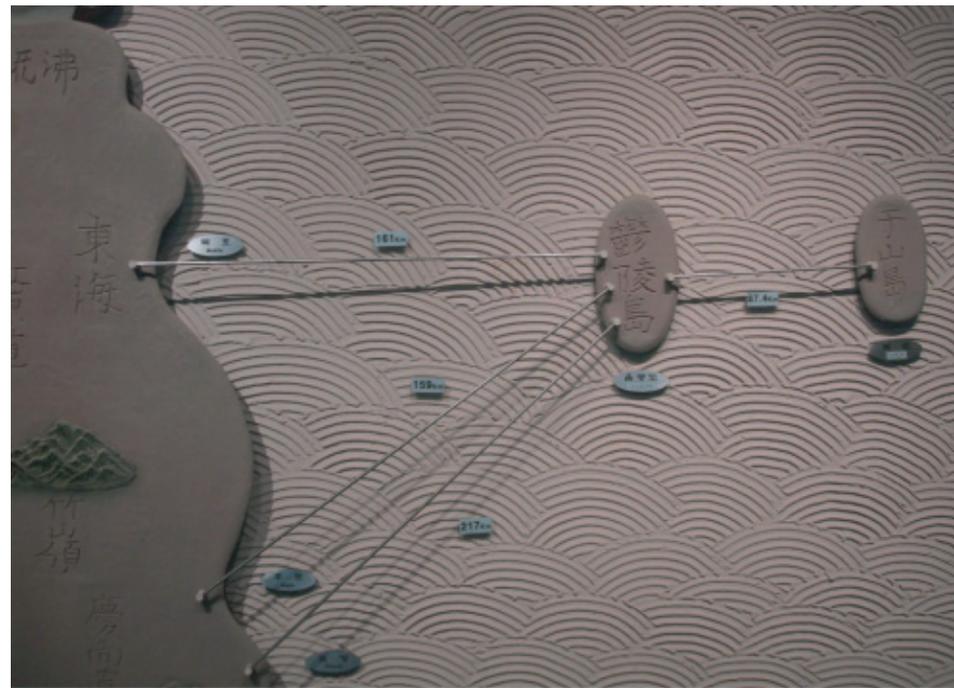
- ・ 「新增東国輿地勝覧」(1531年)：
「于山島 鬱陵島：武陵とも云い羽陵とも云う、二島は県の真東の海中に在る・・・風の日よく晴れていれば山頂の樹木及び山のふもとの渚がはっきり見える、・・・于山と鬱陵は本来一つの島であるとも説かれる」
- ・ 韓国側の考え：于山島が現在の竹島
- ・ 事実：
 - 竹島に樹木はなし
 - 当時の地誌編纂のルール
→ 県本土(朝鮮半島)から鬱陵島が見える
 - × 鬱陵島から竹島が見える
 - 竹島に関する記述にあらず

(参考) 于山島は、鬱陵島より半島寄り。



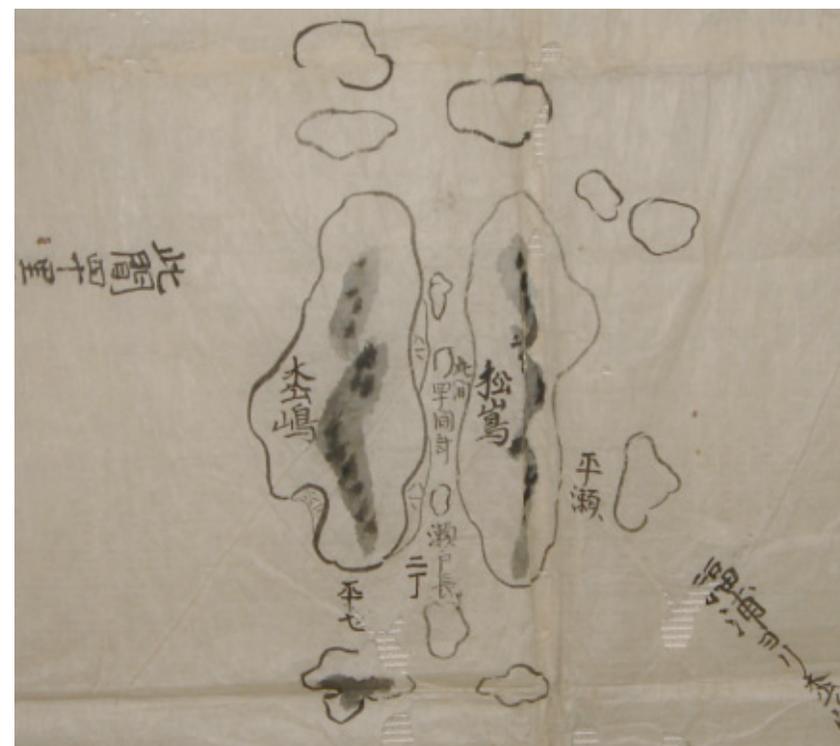
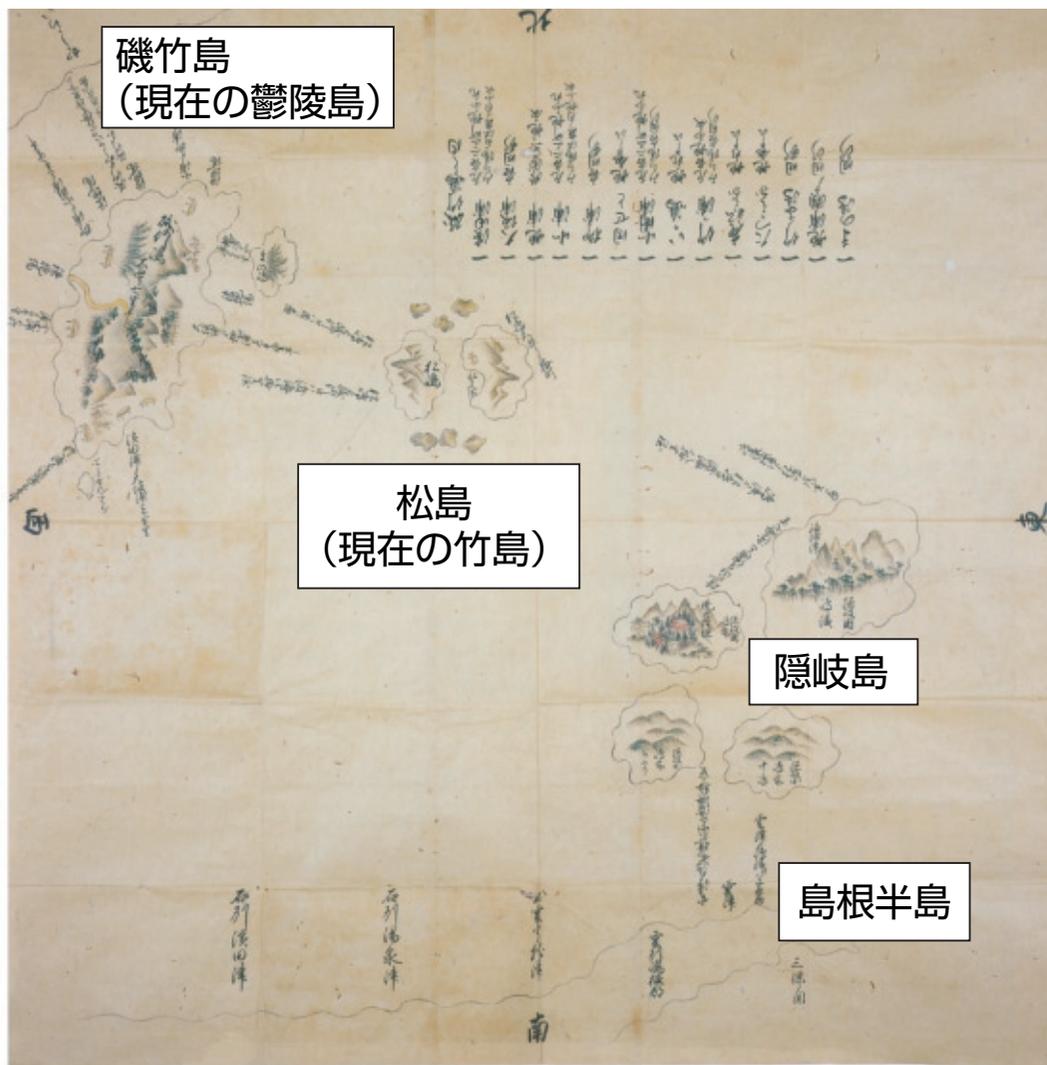
(『新增東国輿地勝覧』(※1530年編纂)所収「八道総図」)

(参考) しかし、現代の展示では、何故か于山島と鬱陵島の位置が逆転。



(韓国・鬱陵島独島博物館の「八道総図」の展示
(2006年11月撮影))

(参考) 当時の日本には、竹島の正確な地図あり。朝鮮では竹島が認識されておらず。



↑ 享保年間(18世紀)「竹島図」
(松島の部分)

← 元禄9(1696)年
「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」

韓国が1954年(昭和29年)に作成した竹島の実測図

図2-7 独島水路測量原図(1954年)

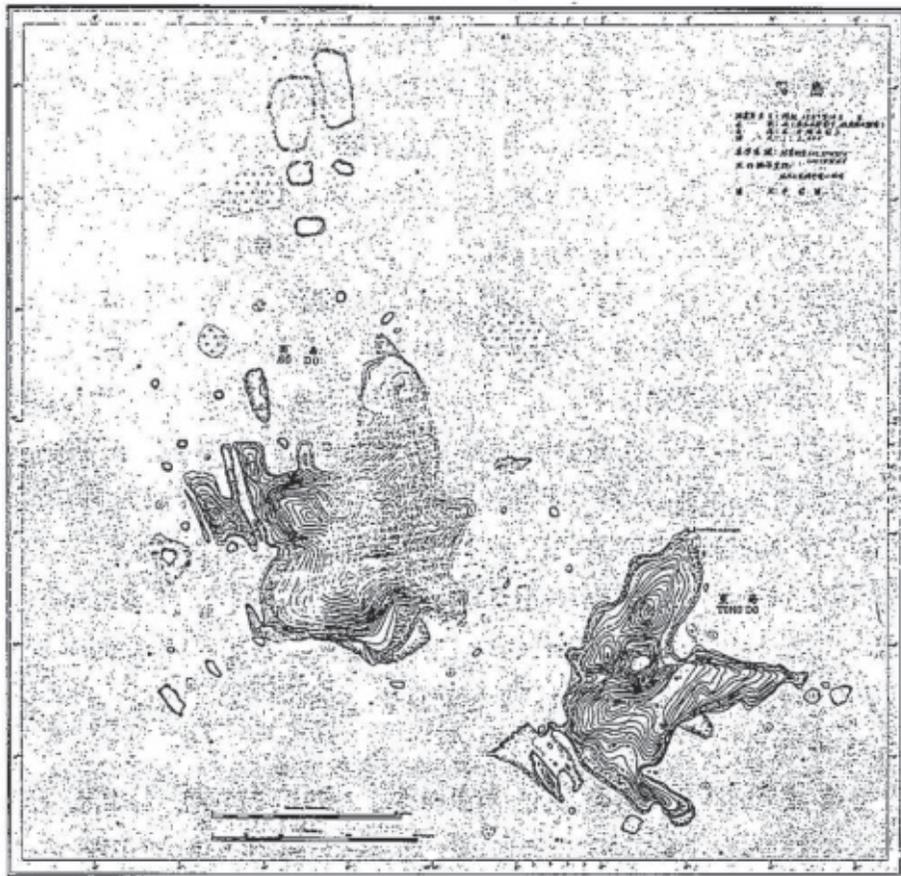


図3 1954年 韓国政府(水路局)作製実測図(『韓国水路史 1949~1980』所収)

※韓国政府が初めて近代的測量法に基づき作製した実測図

※韓国側の地図で、竹島が初めて記載されるのは、1949年頃

※『韓国水路史1949~1980』(韓国・水路局編・発行、1982年)による解説(p.52)

※国内の図書館では海上保安庁のみ所蔵

「1954年9月30日から23日間にわたって実施した独島測量は、非常に意義が大きな業績だといえる。すなわち、国土の主権的な権限を行使する為には、その根本要素となる地図や海図の刊行が何よりも先行しなければならないことを痛感するに至ったので、わが国の観測史上初めて、前人未踏の絶海の孤島で、水深測量は勿論、地形図作成のための地形測量まで併行することになったのである。」

* 1954年9月25日日本が韓国に対し竹島領有権に関する紛争を国際司法裁判所に付託することを提案した。

そのわずか5日後に韓国が初めて竹島実測を開始したことがわかる。

質問3：「1905年、島根県告示による竹島編入の試みがあるまで、日本政府は竹島が自国の領土でないと認識していました。これは1877年の「太政官指令」など日本政府の公式文書でも確認できます」において「竹島外一島」とされた島々へのその後の日本の認識の歴史的経緯と事実

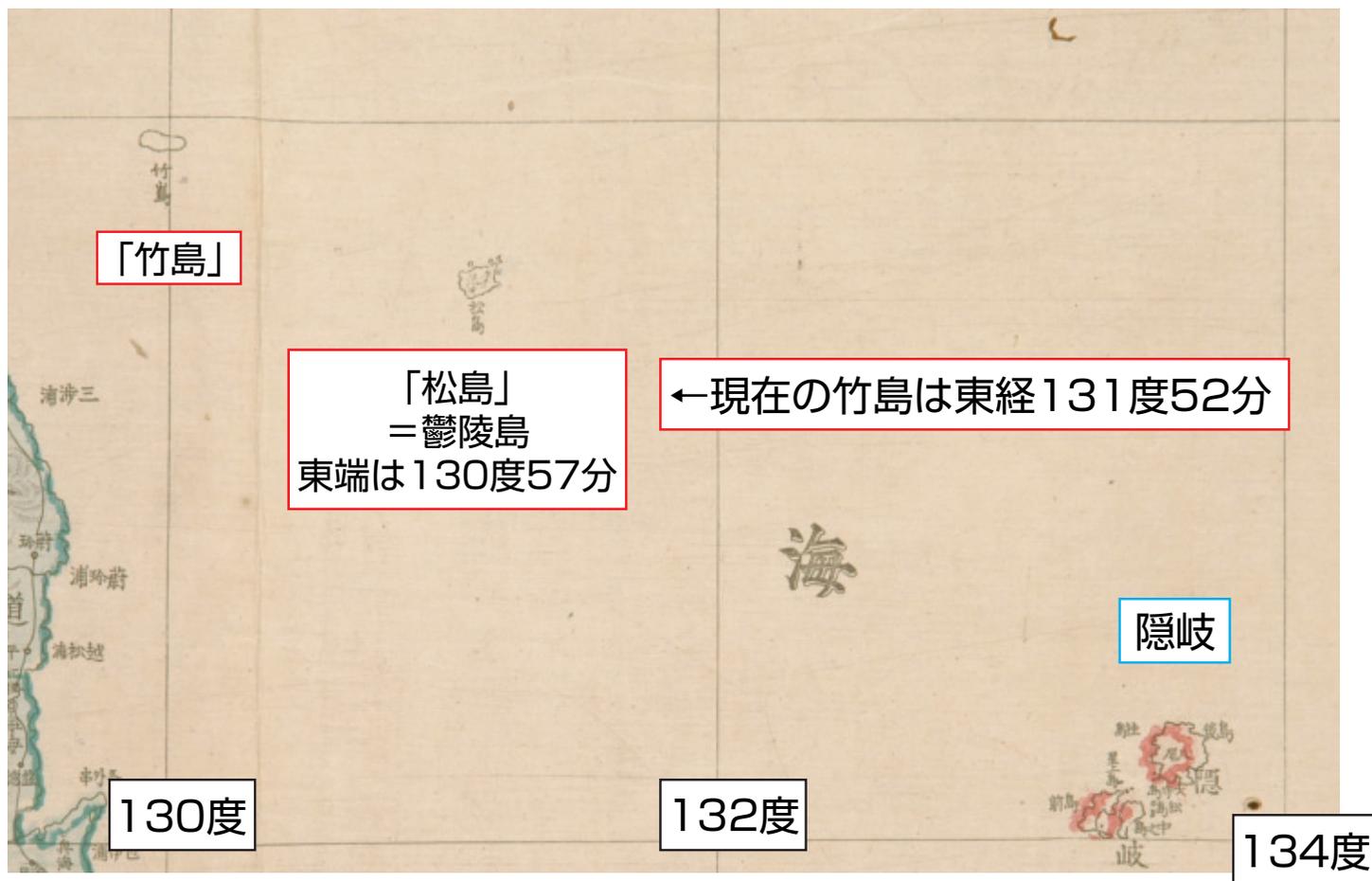
予想される韓国側の回答の例

- ・「竹島(鬱陵島)外一嶋(独島)の件は本邦と関係無しと心得るべし」=江戸幕府と朝鮮政府との交渉(鬱陵島争界)の結果、鬱陵島と獨島が日本に属するものではないことを確認。
(「太政官指令」1877年3月)
- ・質疑書に添付の「磯竹島略図」にも、竹島(鬱陵島)と松島(独島)あり。
- ・「竹島(鬱陵島)外一嶋」の「一嶋」が独島であることは明白。

歴史的事実、国際法に即した回答の例

- ・日本では、
江戸時代：鬱陵島＝竹島
現在の竹島＝松島
明治時代：「松島」＝鬱陵島
- ・1877年の太政官指令は、鬱陵島が対象。現在の竹島に関するものではない。
- ・6年後の太政官指令：
「日本称す松島一名竹島朝鮮称す鬱陵島」

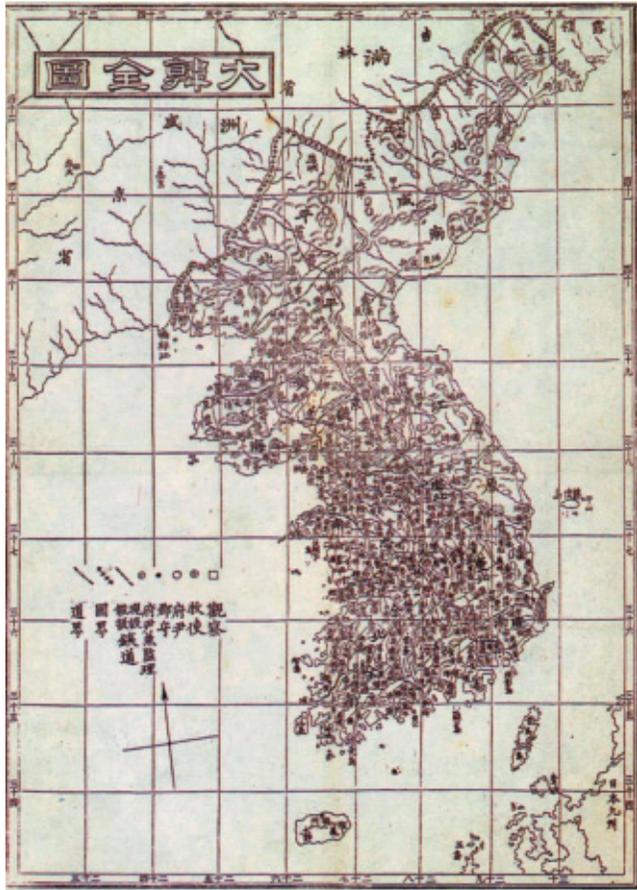
(参考) 前ページ地図と同様の内容の日本語のもの。この図の「竹島」は、架空の島。



(陸軍参謀局製「亜細亞東部輿地図」(部分) 明治 8(1875)年)

(参考) 編入当時及び終戦後の韓国の教科書には、「竹島」を韓国の領域に含めていない。

1899年 大韓帝国 地理教科書『大韓地誌』

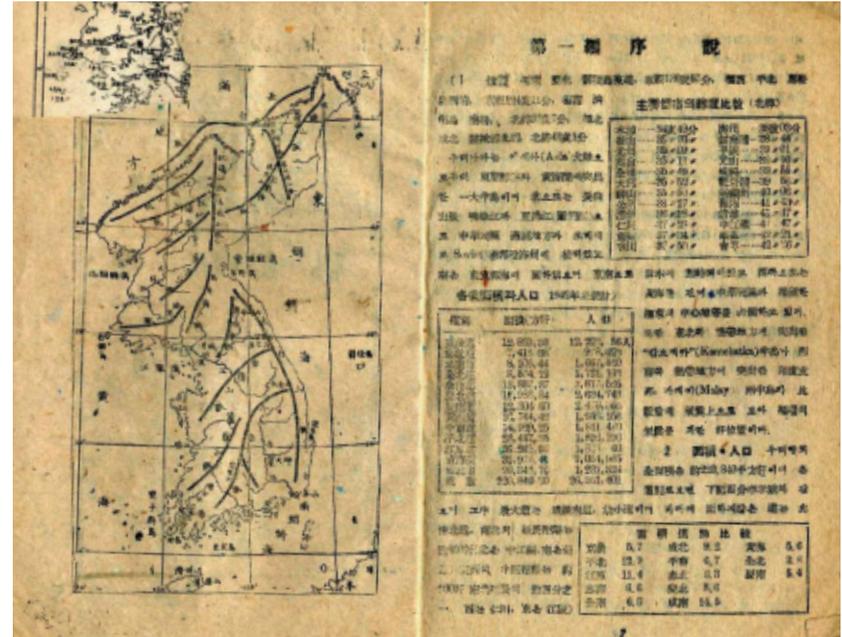


日韓併合前の大韓帝国
地理教科書
『大韓地誌』(1899年)
総論(位置)

- ・歴史学者玄采が記す。
 - ・序は大韓帝国の学部編輯局(=文部省に相当)の局長(李圭桓)が記す。
- ⇒教科書の刊行に大韓帝国が関与。

- ・大韓帝国の東限を **東経130度35分**と記している。
- ⇒実際の竹島の経度は**東経131度52分**。
- ⇒竹島は大韓帝国の領域に入っていない。
- ・「**大韓帝国は日本海と黄海に囲まれる**」と記載される。
- ⇒現在韓国側が主張している「東海」、「西海」は使用されず。

1946年 韓国(米国軍政期) 地理教科書『朝鮮地理』



- ・戦後初めて刊行された**韓国の中学校の地理教科書**。
- ・ソウル近郊の景福中学校教諭など3名の執筆。
- ・朝鮮全図が収録されているが、**東端は鬱陵島まで**。
- ・竹島(韓国名独島)は名称、位置も記載されず。
- ・韓国の東端を「極東 慶北鬱陵島東端 **東経130度57分**」とし、竹島(**東経131度52分**)を含めていない。
- ・韓国側の主張。

1945年9月マッカーサーラインによって、日本の漁船区域操業区域が制限され、竹島は日本の範囲外とされた。

1946年1月連合軍司令部の訓令677号で、竹島は暫定的に日本の行政区域から外され韓国領となった、と主張。

⇒しかし、その後の1946年に刊行した韓国の教科書でも、竹島は韓国領とせず。1952年4月サンフランシスコ平和条約で竹島は日本領と決着。

質問4：「第二次世界大戦の終戦後、竹島は韓国の領土に戻り、大韓民国政府は確固たる領土主権を行使しています」とする国際法上の根拠・文書

予想される韓国側の回答の例

- ・カイロ宣言(1943)、
連合軍最高司令官覚書
(SCAPIN)677号(1946)
等にされた連合軍の意
思を勘案。
- ・サンフランシスコ平和
条約(1951)に基づい
て日本から分離される
韓国の領土には当然獨
島が含まれる。

カイロ宣言：日本国は、また、
暴力及び強欲により、日本国
が略取した他のすべての地域
から駆逐される

連合軍最高司令官覚書
第3項：日本の範囲から
除かれる地域として
(a)鬱陵島、竹島、
濟州島。・・・」

サンフランシスコ平和条約
第2条(a)
日本国は、朝鮮の独立を
承認して、濟州島、巨文島
及び鬱陵島を含む朝鮮に
対するすべての権利、権原
及び請求権を放棄する。

歴史的事実、国際法に即した回答の例

- ・竹島は元来朝鮮の領土でなく、朝鮮の独立に伴って
日本から分離されるべきものにあらず。
- ・竹島は「暴力及び強欲により略取した地域」として
日本から分離されるべき地域にあらず。

- ・この指令は行政権の停止であって領土の処分でない。
- ・同指令の第6項：「この指令中の条項はいずれも、ポツ
ダム宣言の第8項にある諸小島の最終的決定に関す
る連合軍側の政策を示すものと解釈してはならない」

- ・韓国の駐米大使の米務長官への要望(1951年7月
19日)：平和条約草案の規定を、ドク島(ママ)を含む
併合前に朝鮮の一部であった島々に対する全ての権利
等を1945年8月9日に放棄した旨に置き換え要望。
- ・米ラスク国務次官補は同年8月10日付け文書で「・・・
ドク島または竹島ないしリアンクール岩として知られ
る島・・・に関しては・・・朝鮮の一部として取り扱われ
たことが決してなく、・・・」と韓国の修正要求を拒否。

1. My Government requests that the word "renounces" in Paragraph a, Article Number 2, should be replaced by "confirms that it renounced on August 9, 1945, all right, title and claim to Korea and the islands which were part of Korea prior to its annexation by Japan, including the islands Qusloart, Port Hamilton, Dagelet, Dokdo and Parangdo."

2. As to Paragraph a, Article Japanese Peace Treaty, my Government the provision in Paragraph A, Ar legal transfer of vested property of Korea through decision by the

in the Declaration: As regards the island of Bokdo, otherwise known as Takashima or Liancourt Rocks, this normally uninhabited rock formation was according to our information never treated as part of Korea and, since about 1905, has been under the jurisdiction of the Oki Islands Branch Office of Shimane Prefecture of Japan. The island does not appear ever before to have been claimed by Korea. It is understood that the Korean Government's request that "Parangdo" be included among the islands named in the treaty as having been renounced by Japan has been withdrawn.

↑
駐米韓国大使の国務長官あて
条約草案修正要望書
(1951年7月19日)

→
ラスク国務次官補の韓国大使
あて回答書
(1951年8月10日)